

通 報

大ト協第66号
令和6年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

令和6年度 先進安全自動車(A S V) 導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、危険予測に効果が期待される先進安全自動車(A S V)の導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付となりますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額

車両1台につき、「4. 助成対象装置」の①～③の装置を各1つずつ、装置取得本体価格の1/2、1装置あたり最大5万円、3装置装着の場合は合計15万円までとする。(消費税・取付工賃等は助成対象外)

3. 上限台数

●新車標準装着の装置・・・1事業者あたり5台を上限とする。

●後付け装置・・・1事業者あたり3台3装置を上限とする。

(現在、後付け装置で助成対象装置は、「4. 助成対象装置」の②の装置のみです)

※新車標準装着5台と後付け装置3台の計8台での申請も可

※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。

4. 助成対象装置

①衝突被害軽減ブレーキ装置

②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置

③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

5. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)であること。(自家用車、軽自動車は除く)
- 賃貸借・中古装置等は助成いたしません。(装置装着済中古車両の購入等を含む)
- 令和6年4月1日以降に装着・支払いをした装置を助成対象とします。(新車標準装着の場合は登録日が令和6年4月1日以降のもの)
- ドライブレコーダ、EMS機能を持ち合わせた後付け装置について、ドライブレコーダ導入助成、EMS機器導入助成との重複助成はいたしません。

6. 必要書類

- ① 令和6年度 先進安全自動車(A S V) 導入促進助成金交付申請書(様式1)
- ② 先進安全自動車(A S V) 導入促進助成金申請内訳書 兼 装置装着(搭載)証明書(様式2)
- ③ 車両見積書の写し(新車標準装着の場合)

(※後付け装置の場合は、請求書等の写し(購入の場合)、または装置見積書の写し(リース・割賦契約の場合))

※必ず購入装置の型式・税抜き取得価格(工賃を除く)が明記されたもの。

※購入の場合、領収書と金額が一致すること。(請求書等が複数にわたる場合)

は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

※標準価格ではなく取得価格が分かるもの

④ 領収書の写し（振込明細書等でも可）またはリース契約書等の写し

・購入の場合は領収書の写し等

領収日が令和6年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が、令和7年3月末までのもの）※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい

・リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し

割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。

※通帳のコピーは不可。

※振込明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。

（助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可）

⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項の写し】

※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・自動車検査証記録事項のそれぞれの写しは申請する助成金ごとすべてに添付してください。

※記入を訂正する際、該当箇所を二重線で消してください。

なお、金額訂正は不可となりますので、書き間違えた際は新しい用紙を使用して下さい。

7. 注意事項

- 助成申請は、装置の導入完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会では受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。
- 振込手数料・値引き分の助成はいたしません。

申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4036

捨印

(様 式 1)

令和 年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 ー

住 所

事業者名

代表者名

㊞

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印(丸印)を押印してください

令和6年度 先進安全自動車(ASV)導入促進助成金交付申請書

弊社車両に導入の先進安全自動車(ASV)について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (※様式2の助成金額合計①と同額とする)

※金額訂正不可

(_____ 台 装置) 例: 1台に3装置搭載車両を2台分助成申請する場合、2台6装置と記入

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別(当座・普通) _____ 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

※同時に複数の助成金申請をする場合は、以下の〈必要書類〉を申請ごと全てに添付して下さい。

〈必要書類〉 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

- ① 先進安全自動車(ASV)導入促進助成金申請内訳書 兼 装置装着(搭載)証明書(様式2)
- ② 車両見積書の写し(新車標準装着の場合)
※新車購入の場合は、**領収書と金額が一致すること。**
(※後付け装置の場合は、請求書等の写し(購入の場合)、または装置見積書の写し(リース・割賦契約の場合))
- ③ 領収書の写し(振込明細書等でも可) リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し
(リース契約書に車番等の記載がない場合は**物件受領証・リース自動車検収完了証等の写し**も添付して下さい)
- ④ 装着車両の【自動車検査証記録事項の写し】(申請時に有効期限内のもの)

● **助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい** ●

先進安全自動車(ASV)導入促進助成金申請内訳書 兼 装置装着 (搭載) 証明書

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

当社が下記事業所保有の下表車両に対し、下表のとおり安全装置等を装着 (搭載) したことを証明いたします。

【導入事業者】 (貨物運送事業者名) _____

【装着証明事業者】 ※印鑑は貴社印 (丸印) を押印して下さい。

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ ㊞ (個人印不可)

電話番号 _____

【装着車両一覧】

No.	自動車登録番号	車台番号	装置数	装着安全装置		装置価格 税・工賃抜き	助成金額	装着年月日 (※新車標準装着の場合 は新車登録日)
				種別	装置メーカー名			
例	大阪・和泉 なにわ・堺 800あ〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇〇	3	ブレーキ ふらつき等 横滑り	〇〇〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円	▲▲, ▲▲▲円	令和〇年〇月〇〇日
1	大阪・和泉 なにわ・堺			ブレーキ ふらつき等 横滑り		円	円	令和 年 月 日
2	大阪・和泉 なにわ・堺			ブレーキ ふらつき等 横滑り		円	円	令和 年 月 日
3	大阪・和泉 なにわ・堺			ブレーキ ふらつき等 横滑り		円	円	令和 年 月 日
4	大阪・和泉 なにわ・堺			ブレーキ ふらつき等 横滑り		円	円	令和 年 月 日
5	大阪・和泉 なにわ・堺			ブレーキ ふらつき等 横滑り		円	円	令和 年 月 日
助成金額合計①							円	

※新車標準装着装置の助成上限は5台、後付け装置の助成上限は3台です。(合わせて6台以上申請される場合は本紙をコピーしてご使用下さい)

・ディーラー各社・販売店等に作成を依頼して下さい。また**証明書類につき、修正液等を使用しないで下さい。**(正確にご記入下さい)

・ブレーキ＝衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき等＝ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、横滑り＝車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

・助成金額は装置取得本体価格の1/2、1装置あたりの上限は50,000円、3装置装着の上限は150,000円です。

※証明書類につき必ず原本を添付して下さい。

【トラック協会使用欄】